

公益社団法人日本網膜色素変性症協会 理事会運営規則

（目的）

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、公益社団法人日本網膜色素変性症協会（以下「この法人」という。）の理事会の運営その他の理事会に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（構成）

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員以外の者の出席）

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（理事会の種類及び開催）

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として2月及び5月に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

（招集権者）

第5条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

3 招集権者でない理事は、招集権者である理事に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項の手續に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

6 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第6条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第9条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ開催することはできない。

(決議の方法)

第10条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

(議決権の代理行為の禁止)

第11条 理事会に出席しない理事は、委任状その他の代理権を証明する書面をもって、他の理事を代理人としてその議決権を代理行使させることはできない。

(書面等による議決権行使の禁止)

第 12 条 理事会に出席しない理事は、書面又は電磁的方法等いかなる方法でも賛否を表す議決権を行使(書面表決)することはできない。

(決議の省略)

第 13 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす(書面決議)。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)施行規則第 89 条に定めるものとする。

(報告の省略)

第 14 条 理事又は監事が理事の全員及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 20 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 15 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印(電子署名)しなければならない。

(議事録の配布)

第 16 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(権限)

第 17 条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに理事長、副理事長並びに常任理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第 18 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

イ この法人の業務執行の決定

ロ 代表理事(理事長)並びに業務執行理事(副理事長及び常任理事)の選定及び解職

- ハ 代議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任及び解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ヌ 事業報告及び計算書類等の承認
- (2) 定款に定める事項
 - イ 規則及び規程等の制定、改正及び廃止
 - ロ 会員の入会の承認
 - ハ 会員の処分に関する事項
 - ニ 基本財産の指定、維持及び処分
 - ホ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
 - イ 重要な事業その他の契約の締結、解除及び変更
 - ロ 重要な事業その他の争訟の処理
 - ハ その他理事会が必要と認める事項

(報告の付議基準)

第19条 理事会には、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 理事長、副理事長及び常任理事の職務の執行状況の報告
 - イ 部門別の事業活動の概況
 - ロ 月次決算
 - ハ 事業報告
 - ニ 事業及び経理上生じた重要事項
 - ホ 内部監査の状況
 - ト 各種部会・委員会その他重要組織の活動状況
 - チ 行政庁等に対する届出等のうち特に重要なもの
 - リ 理事会の決議事項のうち特に重要な事項の経過
 - ヌ その他理事会から報告を求められた事項
- (2) 理事の競業取引の報告
- (3) 理事の利益相反取引の報告
- (4) 監事による理事の不正行為等の報告
- (5) その他理事及び監事とその職務の執行に関して報告が相当と思料する事項

(報告事項)

第 20 条 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(常任理事会)

第 21 条 この法人は、理事長、副理事長及び常任理事によって構成される常任理事会を置く。

2 常任理事会の権限、運営方法等については、理事会の決議により定める常任理事会運営規則によるものとする。

(事務局)

第 22 条 理事会の事務局には、事務局長が当たる。

(改廃)

第 23 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議事録記載事項

一 通常の議事録

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - (1) 法人法第 93 条第 2 項の規定による理事からの請求による招集
 - (2) 法人法第 93 条第 3 項の規定による招集請求をした理事による招集
 - (3) 法人法第 101 条第 2 項の規定による監事からの請求による招集
 - (4) 法人法第 101 条第 3 項の規定による招集請求をした監事による招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - (1) 法人法第 92 条第 2 項の規定による競業及び利益相反取引についての報告
 - (2) 法人法第 100 条の規定による監事による理事の違法行為等の報告
 - (3) 法人法第 101 条第 1 項の規定による監事の意見の陳述
- 6 議長の氏名

二 みなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 決議事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

三 報告省略の理事会

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名